

# 「おもちゃ病院エフネットグループ」規約

## 第1条(名称)

本会は「おもちゃ病院エフネットグループ」(略称「エフネットグループ」または「エフネット」と称する。

## 第2条(目的)

年配者が主力になって、個々のキャリアに培った能力や趣味の延長にある技術等を活かして、ボランティアでおもちゃの修理活動などの活動をし、

- ① 子供たちへ物を大切にしようという気持ちを育成すること
- ② リデュース(ごみの減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)を行うことにより環境負荷の軽減すること
- ③考えながら行う作業工程を楽しみとして修理すること、  
など体感しつつ学習、発信し、社会へ貢献することを目的とする。

## 第3条(エフネットグループの会員)

エフネットグループの会員は、一か所以上のエフネットグループのおもちゃ病院に原則として毎月参加できる者を言い、次のように区分する。

「正会員」……定期的なドクター活動をしていて、且つ「日本おもちゃ病院協会(以下「協会」と言う)」に個人登録をしている者。

「特別会員」…… ①おもちゃドクターで「協会」に個人登録をしていない者。団体登録の者も含む。  
②ナース(受付やおもちゃの受け渡しを行う者)  
③サポーター(エフネットグループの活動を支援して戴く個人・団体)  
のいずれかに属する者。

「正会員」は、規約で定める「総会」で発言し、議決行為を行うことができる。

「特別会員」は、「総会」に出席することはできるが、発言は出来ない。

なお、おもちゃドクターで、「特別会員」として加入した後本人の申請があれば、1年以上の活動実績ならびに「協会」への登録を確認後、別途定める役員会の協議により「正会員」とすることができる。

## 第4条(エフネットグループの役員)

役員は、代表者、副代表者、会計、監事を会員の中から互選し、その他の役員は必要に応じて別途定める。任期は1年間とし、再任を妨げない。

役員は、二つの役職を兼ねることができる。

代表者は会を統括する。

副代表は、代表者を補佐し、代表者が執務の実行に支障が有る場合等の際には、代行できるものとする。

会計は、おもちゃ病院における初診料、助成金等の入出金を記録し、貯金通帳及び現金を管理するものとする。

監事は、会計業務が適切に執行されていることを監査し、報告するものとする。

## 第5条(院長)

エフネットグループのおもちゃ病院には、院長を定める。

また、必要に応じて副院長を定めることができる。

## 第6条(日本おもちゃ病院協会への登録)

原則として役員および院長、副院長は、日本おもちゃ病院協会へ個人登録をしている者とする。

## 第7条(エフネットグループへの入会および退会)

入会は、所属おもちゃ病院の院長に随時申し出ることによって出来る。

退会は、「正会員」は書面で、一般の「特別会員」は口頭で、院長に申し出をし、これを受けた院長はグループの役員に報告をする。

第8条(エフネットグループの会費等)

入会費、年会費は徴収しない。

ただし、ボランティア保険の保険料は別途徴収することがある。

第9条(エフネットグループの会の所在地)

エフネットグループの会は、原則として代表の自宅に置く。

第10条(会議)

エフネットグループの円滑ならびに友好的な運営を図るため、原則として年に1回総会を開催し、必要に応じて役員会議、院長会議などの会議を開催する。

総会その他各会議は、メンバーの過半数を持って成立する。

規約の制定、改正は総会出席者の2/3の賛同をもって承認される。

第11条(その他)

その他エフネットグループやおもちゃ病院の運営に必要なことは必要に応じて定める。

第12条(附則)

この規則は平成25年4月5日から施行する。

(改正) この規則は平成27年2月1日から施行する。